

香川県公安委員会への贈与等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第7号

香川県公安委員会への贈与等の報告に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会への贈与等の報告に関する規則（平成13年香川県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県公安委員会への贈与等の報告に関する規則</p> <p>香川県警察本部長は、香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）第5条第1項の規定により警察職員から贈与等報告書の提出を受けたときは、同項に規定するこれを提出をすべき期間の末日の翌日から起算して30日以内に、当該贈与等報告書の写しを香川県公安委員会に提出して、報告しなければならない。</p>	<p>香川県公安委員会への贈与等の報告に関する規則</p> <p>香川県警察本部長は、香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）第5条第1項の規定により、給料の特別調整額表に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）別表警察の事務部局の項に定める職（同表に定める支給割合が100分の16以上である職に限る。）にある警察職員から同条例第5条第1項に規定する贈与等報告書の提出を受けたときは、同項に規定するこれを提出をすべき期間の末日の翌日から起算して30日以内に、当該贈与等報告書の写しを香川県公安委員会に提出して、報告しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。